

下水道使用料の誤徴収について

横浜市が行った下水道使用料（以下「使用料」）の徴収について、この度、2件の誤徴収を行っていたことが判明しました。1件目（案件1）は、事業者Aから本来徴収すべき使用料に比べ、少なく徴収し、2件目（案件2）は、事業者Bから多く徴収していたものです。

両事業者に対して、お詫びのうえ状況を御説明し、それぞれ本来徴収すべき使用料となるよう請求及び還付を行いました。今後、再発防止に向けた取組を徹底してまいります。

1 経緯等

両案件とも使用料の特例である減量認定制度（※）により、認定内容（汚水排出量の算定方法）を記載した「汚水排出量認定通知書」（以下「認定通知書」）を横浜市が事業者へ通知し、以降、事業者から提出された水量報告書を基に横浜市が汚水排出量を算定し、使用料を徴収していました。

案件1については、令和4年5月、事業者Aから提出された水量報告書と認定通知書の確認作業を行った際に誤った認定内容で認定通知書を発行していたことが分かりました。これにより事業者Aの前の認定更新時の令和2年2月期分から令和4年2月期分までの使用料に徴収不足額があったことが判明しました。

その後、同様の減量認定制度を利用している事業者の徴収に誤りがないか点検を行ったところ、案件2について、事業者Bの前の認定更新時の令和2年4月期分から令和4年4月期分までの使用料に徴収過大額があったことが判明しました。

令和4年5月 2日	事業者Aへの下水道使用料の徴収額が誤っていたことが判明
5月 23日	事業者Aに対し、徴収不足額があったことを連絡
5月 31日	事業者Bへの下水道使用料の徴収額が誤っていたことが判明
6月 1日	事業者Bに対し、徴収過大額があったことを連絡
7月 21日	事業者Bに徴収過大額（4,005,923円）について還付
7月 26日	事業者Aに徴収不足額（3,976,397円）について請求

※減量認定制度について

使用料の対象となる汚水排出量は通常、水道水などの使用水量と同量となりますが、工場等での事業活動により、使用水量に比べ汚水排出量が著しく少なくなる場合があります。この場合、事業者からの申告により、汚水排出量の減量を認定（横浜市下水道条例第19条第2項及び第3項）し、減量後の汚水排出量に基づき使用料を徴収する制度です。

2 原因

(1) 案件1

横浜市が作成した認定通知書について、汚水排出量の算定式に一部記載漏れがありました。

(2) 案件2

汚水排出量を算定する計算システムについて、算定式の入力に一部漏れがありました。

両案件とも、確認が十分にできておりませんでした。

3 再発防止対策

減量認定の申告時に用いる様式を細分化して汚水排出量の算定に誤りが発生しないように改善するとともに、認定通知書及び算定式の設定について、算定内容を確認する専門の職員を点検者に加え、再発防止に努めてまいります。

お問合せ先
環境創造局経理経営課長 成松 利宣 Tel 045-671-2805